

定住人口の増加策の更なる強化について

(平成 25 年 6 月会議 一般質問)

平成 25 年 6 月 4 日

黒 田 英 世

先の 3 月会議において定住人口の増加促進策の強化について質問させていただきましたが、このことについて再度質問させていただきます。

先の 3 月会議において西村議員の「単独行政における経営課題について」と言う質問に対し、矢田町長は市町村の合併に関しては、町民の立場から見て「真の豊かさが実感できるもの」でなければならないと自論を述べられました。

また、国が主導した平成の大合併に際して、当時の矢田 剛町長は議会や区長会・商工会など各種団体の意見を聞いた上で、最終的に平成 15 年 3 月に「津幡町単独で市制を目指す」と表明したとし、その上で現在も日常不断にあらゆる努力を通して行財政の健全化に向け真剣に取り組み、今後も単独行政が可能と答弁されております。したがって、このことは取りも直さず、当時の町政の基本的考え方が継続されているものと考えます。

そこで、国の財政が日に日に逼迫する状況の中で、少子・高齢化は加速度的に進行し、国や自治体の高齢者福祉を含めた社会福祉政策の充実が必須の課題であります。これ等の政策に対し国は財政の不足を自治体や企業にその一部の負担を強いてきています。

現在まで多くの企業では 60 歳定年制の中で希望する者に対し、65 歳までを再雇用と言う形で継続雇用しておりますが、政府は年金支給年齢を後ろ倒しした空白の 5 年間、65 歳までの雇用を企業に義務付けることにより、責任を各企業に押し付けております。

更にそれは、自治体に対しても同様であり、国が負担すべき高齢者福祉や児童福祉の一部についてその負担を求めてきています。

加えて、町長が日ごろから言われている「住んで良かった町づくり」に不可欠な各種の公共事業や国の制度を上回る町独自の高齢者福祉や児童福祉など各種社会保障制度の更なる充実が求められます。

加えて、定住人口増加促進策に対する補助や税制面での優遇措置など必要不可欠であります。

こうした状況の中で自治体財政の健全化は緊急の課題であると同時に県内各市町の中でも行政面積が広大で行政効率が必ずしも良いとは言えない津幡町においてはなおさらであります。

財政の健全化に向けて、行財政の効率化や有利な財源の活用など日常不断にご

努力されているものと存じますが、3月会議でも申し上げたとおり、今も昔も自治体の力は人の数とその若さであります。

2010年の統計数字によれば、津幡町の平均年齢は41,82歳と野々市市、川北町について県内では3番目の若さにありますし、全国1959自治体中101番目と若い自治体ではありますが、

反面、総務省の予測によれば津幡町は将来人口が減少すると予測されております。

交流人口の拡大も重要な課題であり財政収入の源のひとつではありますが、安定性と言う観点からは必ずしも万全な財政の健全化につながるとは言いきれません。

以上のような国家財政の逼迫からくる自治体の負担増、必要不可欠な独自の事業や高福祉の町として「住んでよかった」と実感する町づくりはもとより10年先20年先の津幡町の発展を見越した財政の更なる安定化や健全化、町の活性化につながる実効性のある定住人口増加促進策について、充実させるべき種をまく時期と考えます。

全国の自治体のうち幾つかの事例は3月会議で申し上げたので省略しますが、将来に対し危機感を持った自治体では今、真剣にこの課題に取り組んでいます。津幡町は幸いにも各幹線道路に直結し交通アクセスは申し分ありません。加えて、県都金沢の隣接地であることなど居住地としても企業立地地としても大変恵まれた環境にあります。この地の利を最大限有効に活用しない手はありません。

ここ数年の間、現実の話として通勤環境の良さから新居を津幡町に九分九厘決めていた若者が地価の安さや新築住宅に対する自治体補助の有利性、子育て環境の良さからの理由から隣接市町に行ってしまった事例も少なからずあるように見聞きします。

したがって、3月会議でも申し上げましたが。

- ① 長期的な観点からのしっかりした都市計画の立案。
- ② それに基づく町有地の有効利用
- ③ 町営の優良で安価な宅地の造成や販売、場合によっては賃貸をも視野に入れた宅地の提供。
- ④ 公共料金の軽減や補助に加え子育て条件の更なる整備、固定資産税の減免など税制面での優遇措置
- ⑤ 町外からの転居者に対する住宅取得、新築はもとより中古住宅購入費用の補助制度の更なる充実。

など、それぞれ具体的な数字目標と達成年次目標を掲げて取り組むべきと考え

ます。

県内でも平均人口が津幡町より若く、財政状況もより健全な、野々市市や川北町おいてすら、この課題に真剣に取り組んでいます。

「住んで良かった!!!」と実感する前に「住みたいと思う津幡町」の実現を目指し、単独行政を推進していく要である将来を見据えた定住人口増加促進に向けた矢田町長の首長としての基本的なお考えを 3 月会議に引き続き重ねてお尋ねいたします。

倶利伽羅駅と津幡駅の間に新駅を

(平成 25 年 6 月会議 一般質問)

平成 25 年 6 月 4 日

黒 田 英 世

待望の北陸新幹線開業まであと 2 年と迫り、沿線・周辺自治体ではビジネスチャンスの拡大や観光 PR に活発に行動を起こしています。当町においても幾つかの自治体と歩調を合わせ大河ドラマの誘致や名産物の振興などに取り組んでいるところであり、北陸新幹線開業によりもたらす経済効果が大いに期待される場所でもあります。

反面、平成 27 年 4 月に石川県および金沢市、津幡町が従来の北陸本線の一部である(金沢駅～富山県境の間)の路線延長 20.6km を JR 西日本より経営分離し、第三セクター化することに同意しております。過去の例から見て並行在来線の第三セクター化により、利用客が減少し、経営も困難になることが予想されます。

そこで当該路線の安定的な経営に向け協議する場として「石川県並行在来線対策協議会」が設置され、これまで並行在来線のあり方について調査・検討されてきました。そして平成 25 年 3 月 27 日に、並行在来線を運営する第三セクターの経営の基本的な枠組みを定める経営計画の改訂版が策定されました。

こうした中で津幡町では、能瀬駅から津幡駅までは従来どおり JR 七尾線に属し、倶利伽羅駅から金沢駅までは第三セクターの運営する路線となります。このことは利用者にとって料金の値上げや初乗り料金の重複などが大きな関心事であります。従来に比較し不利な面を克服し、いかに利用者を確保するか、それには運行本数の確保や運行時間帯の考慮など利便性の向上が必要不可欠であります。

そこで、各駅間距離を見て見ますと県境駅である石動駅と倶利伽羅駅は 6.8km、倶利伽羅駅から津幡駅までが 6.3 km、津幡駅から森本駅までが 6.1 km、森本・東金沢駅間が 2.8 km、東金沢から金沢駅までが 2.6 km となっています。

そこで私は倶利伽羅駅と津幡駅の間に新駅の建設を提案いたします。

この新駅建設の目的は、第一に当該地域周辺が宅地開発といった面からは手付かずの状態となっており、利便性の向上により新駅周辺における新たな宅地開発が可能になること。現在、周辺地域に住んでおられる人達の鉄道利用の増加が期待されると共に地域の活性化や定住人口の増加策の一端を担えるものと考えます。

加えて、倶利伽羅不動尊へお参りに行かれる方や、夏場には体育会系の学生さ

んたちが宿泊施設として利用している倶利伽羅塾をより使いやすくする効果、また、野球場をはじめテニスコートや3種公認のトラックなど各種の運動設備を備え、年間さまざまな大会が開催されている津幡総合運動公園の利便性が向上すると共に鉄道利用者の拡大につながるものと考えます。

JR 時代には絶対に実現不可能だったと思われる、この「新駅建設」を北陸本線が第三セクター化される時期にあわせ津幡町として、先の「石川県並行在来線対策協議会」の席において俎上にあげ積極的にその実現に取り組むべきと考えます。付け加えますが、金沢市では津幡-倶利伽羅と駅間距離がほぼ同じである津幡-森本駅との間に、同様の意味合いを持って、今町周辺に「新駅構想」があるや聞き及んでおります。

本件について矢田町長に答弁を求めます。

今ほどの矢田町長のご答弁の中に農業公園を視野に入れたお話しありましたが、農業公園の実現には、その事業完成までの期間の長さや、投資効率の問題、事業主体、収益性など多くの課題が残されており、新駅建設とは切り離してお考えいただきたいと思っております。

農業用ため池の耐震性について

(平成 25 年 6 月会議 一般質問)

平成 25 年 6 月 4 日

黒 田 英 世

東日本大震災では、農業用ため池やダムが決壊したり、亀裂が入ったりした被害が多く発生しました。中でも福島県須賀川市の藤沼湖が決壊して下流域の 7 人が亡くなった事などから、巨大地震に備えた農業用ため池やダム等の耐震化が急務であるとして、農林水産省は堤防の強化など耐震改修に取り組む自治体への財政支援の拡充や、耐震指針の見直しがなされました。

下流に住宅や鉄道、幹線道路があり、決壊すると住民の生命に係わる危険やインフラの崩壊などが想定される農業用ダムなど大規模なため池が対象のようですが、こうした農業用ため池などは全国で 21 万箇所あり、古くは江戸時代以前に造られたものも多いとのことでもあります。

津幡町においても一時期に比べ大幅に減ったとはいえ、地元の自治会や集落などが管理する農業用のため池が大小合わせて 294 箇所あると聞いております。これ等に対する耐震性の調査や、耐震性の強化に向けた改修など、町としての取り組みについて柘田農林振興課長にお尋ねいたします。

「空き家解消条例」の制定について

(平成 25 年 6 月会議 一般質問)

平成 25 年 6 月 4 日

黒 田 英 世

人口の減少や高齢化に伴う空き家や廃屋の問題は全国的に年々深刻化してきております。こうした現状は景観はもとより防災、防犯などの面からも生活環境が著しく悪化する廃屋・危険家屋の増加につながっています。

これ等の発生要因は行政側の要因や所有者側の要因など複雑多岐にわたり容易には解決されず増加に拍車がかかっています。

また、危険家屋の解体撤去が進まない背景には、住宅用地に対する固定資産税の特例があり、廃墟であっても住宅並みの課税基準額に抑えられる反面、更地にすると土地に対する税額が跳ね上がるという現状があります。

国ではこれ等を解消し、空き家の放置に歯止めをかけることやその活用も含め、2009 年度から空き家情報活用制度登録推進事業を展開しています。

津幡町においても中山間地をはじめ、街中にもこうした空き家や放置家屋が見られます。

このように、外部不経済をもたらす空き家や放置家屋の増加に歯止めをかける意味から「空き家解消条例」を制定すべきと考えます。

骨子としては、実態調査を基に危険家屋への立ち入り検査の実施を法的に可能にすること、管理が不十分な状態と判断した場合には「老朽危険家屋」と認定し、所有者や管理者に助言や指導を行い、改善が見られない場合には勧告を経た上で所有者に履行期限を定めて行政代執行など必要な措置を取れる事などを網羅し「老朽危険家屋」の増加を防止するというものであります。

一方では、条例の中に解体撤去の支援策を後押しする意味で経費全体に対し上限を定めて一定率の助成も盛り込むなど「空き家解消条例」を制定し、この課題の前進に取り組むべきであると考えます。もとより解体撤去するだけでなく、空き家の有効活用もより積極的に PR すべきと考えます。

これらについて、石庫生活環境課長に答弁を求めます。